

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>只今より、第271回総会を開会いたします。</p> <p>本日、会長は市議会がありますので、不在ですから、会長代理の私が進行させていただきますので、よろしく願いいたします。本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には久谷地区の藤岡委員と、和気地区の木本委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号までの11件の議案が提出されております。御審議をいただく前に、お願いがございます。議案第3号及び議案第7号に、本日、ご出席いただいております委員さんが賃借人及び譲受人の案件がございます。</p> <p>法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>議案第1号と議案第2号を御報告いたします。令和8年1月28日～令和8年2月24日までに専決処理した案件は第1号議案の4条届出が1件、第2号議案の5条届出が9件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>引き続き、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、平成30年12月1日に設定された賃借権です。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。解約後は第三者に売却するとしており、後ほど、第4号議案「農地法第3条許可申請」においてご審議いただくこととなっております。</p>

	<p>3番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、平成28年5月1日に設定された賃借権です。</p> <p>本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。なお、解約後は賃借人が購入するとしており、後ほど、7号議案の「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」において、御審議いただくこととなっております。</p> <p>4番、本件は、農地法第3条により、平成26年8月8日に設定された賃借権です。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は第三者への売却や貸付を予定しています。離作補償は無いとしております。</p> <p>5番、本件は書類補正中のため保留でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案内容をご説明いたします。お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件4件を、一括にて御説明いたします。4ページの3番、7番、5ページの9番、14番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得若しくは借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、その他の案件をご説明します。</p> <p>1番、譲受人は、農地約29アールを耕作する農家でございます。この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約194アールを耕作する農家でございます。この度、自宅</p>

に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番は、新規農業の案件です。

4番、5番は譲受人が同一ですので、一括して御説明いたします。

4番、5番の譲受人は、農地約91アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は農地約32アールを耕作する法人でございます。

この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

譲受人は、本来、農地の権利を取得できない、農地所有適格法人以外の法人ですが、本申請が使用貸借権の取得であることに加え、農地を適正に利用していないと認められる場合に、契約を解除する旨の記載のある契約書の写しが提出されています。また地域との役割分担の状況や役員の常時従事の見込みなどからも、許可要件を満たしていると考えます。

7番は、新規農業の案件です。

8番、譲受人は、農地約34アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番は、新規農業の案件です。

10番、譲受人は、農地約87アールを耕作する農家でございます。

この度、小作地解放により所有権を取得するものでございます。

11番、譲受人は、農地約8アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約169アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、農地約6アールを耕作する農家でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14番は、新規農業の案件です。

15番、譲受人は、農地約11アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を譲り受け、農業に精進するとしております。

16番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農家でございます。

この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

17番、譲受人は、農地約64アールを耕作する農家でございます。

	<p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>18番、譲受人は、農地約156アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件は4件で、3番、7番、9番、14番であります。</p> <p>3番は、所在地が小野地区であります。和田委員から説明をお願いします。</p>
和田淳一委員	<p>それでは、地元説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、小野地区内にお住まいで、申請地の近くにお住まいです。この度、同地区内の農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>これまでも実家での農業経験があり、地区審査におきましても、栽培技術や農業に対する意欲も十分に認められましたので、地元としてはこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>7番は、所在地が久米地区でありますので、戒能豊和委員から説明をお願いします。</p>
戒能豊和委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、伊予市にお住まいで、この度、久米地区の農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>取得後は、家族の力を借りながら、季節野菜の栽培を行う予定であり、地区審査においても、農業に対する意欲が見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>9番は、所在地が浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。</p>

阿部和孝委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、浮穴地区にお住まいで、この度、自宅に隣接する親族が所有する農地を借り受け、新規に農業経営を始めるものであります。</p> <p>これまでも実家での農業経験があり、地区審査においても、農業に対する意欲や地域の担い手としての活躍も期待できることから、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会でのご審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>14番は、所在地が朝美地区でありますので、池田功委員から説明をお願いします。</p>
池田功委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、松山市南江戸にお住まいで、この度、同地区内の農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>申請地は自宅から近く、これからも譲渡人から指導を受けながら耕作する予定であり、地区審査におきましても、農業に対する意欲が見受けられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会でのご審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約49アールを耕作する農業者です。</p> <p>本申請地は農用地区域内ですが、優良農地でも許可の対象となる営農型太陽光発</p>

	<p>電設備を、既に開設し利用しています。</p> <p>当初、平成31年3月26日付にて、3年間の一時転用として農地法第4条の許可を受け、令和4年3月3日付にて、更に3年間継続するための許可を受けております。本来であれば、引き続き事業を継続するために、最終の許可日から3年が経過する前に許可申請を行う必要がありましたが、疾病のため申請を行うことができなかったとのことで、始末書が添付され、再度許可申請に及んだものです。地域計画に係る協議の場においても、農用地の利用集積、農用地の集団化、その他地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない旨の確認ができています。パネル下部には引き続きシキミが植栽され、特段の支障もなく生育しています。</p> <p>また、本申請地は、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の案件として、今月30日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分ではありますが、1番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第6号を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、農地約194アールを耕作する農業者です。令和6年に農地約40アールを取得するなど経営規模の拡大を図っておりますが、既存の倉庫では手狭となったことから、本申請地に農業用倉庫を建築したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>

	<p>2番、本件は先月の第270回総会において本人保留となっていた案件です。</p> <p>本件受人は、久米地区に本店を置き、建物のメンテナンス業などを行う法人です。近年業績が好調で、建物メンテナンス時に出る廃棄物等を入れるコンテナや従業員の数が増加し、既存の置場では賄い切れない状況です。そこで、本申請地を露天駐車場、露天資材置場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、朝美地区に本店を置き、中古自動車斡旋販売事業を行う法人です。現在、松山市内に駐車場を借りていますが、地権者から立ち退きを要請されたため、新たな駐車場の確保が必要となっています。そこで、本申請地を露天駐車場として利用したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、市街化区域に隣接し、住宅・事業所等が連たんしている、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、集落に接続して設置されるものであり、例外許可事由に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、本申請は、優良農地の案件ですので、今年30日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては県許可分ではありますが、4番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p>

<p>越 智 徹 主 査</p>	<p>次に、議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。</p> <p>まず、11ページからの権利設定に関するものが29件、次に17ページからの所有権移転に関するものが6件ございます。</p> <p>11ページ1番～5番までの譲受人は210アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>12ページ6番の譲受人は約109アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>7番の譲受人は約105アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>8番の譲受人は約32アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>9番、13ページ13番の譲受人は約308アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>10番、11番の譲受人は約88アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>13ページ12番の譲受人は約73アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>14番の譲受人は約56アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>15番の譲受人は約84アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>16番の譲受人は約69アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>17番の譲受人は約74アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>18番、19番、20番の譲受人は約307アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>21番の譲受人は約516アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>
------------------	--

22 番の譲受人は約 930 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

23 番の譲受人は約 78 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

24 番の譲受人は約 65 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

25 番の譲受人は約 61 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

26 番の譲受人は約 114 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

27 番の譲受人は約 72 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

28 番の譲受人は約 26 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

29 番の譲受人は約 238 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

17 ページからは所有権移転になります。

30 番の譲受人は約 24 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

31 番の譲受人は約 397 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

32 番は松山市より取下げしたい旨の書面が提出されたことから、取下げとなりました。

33 番の譲受人は約 121 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

34 番の譲受人は約 194 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

35 番の譲受人は約 115 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。

貸借権等の権利の開始は令和 8 年 5 月 1 日の予定ですが、13 ページ 16 番から 14 ページ 20 番までは対象地が地域計画区域外です。そのため、本総会で承認され、意

	<p>見を返した後、農地中間管理機構がホームページ上で意見を求めた上で賃借権が設定されるものになります。</p> <p>また、所有権移転の移転時期は令和8年4月30日の予定です。</p> <p>所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。</p> <p>また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようになっております。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書21ページです。3番の申請日が令和7年2月17日になっておりますが、令和8年の誤りでございます。令和8年2月17日に訂正をお願いします。</p> <p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和8年1月28日から、令和8年2月24日までに、専決処理した案件は15件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、農地法第3条の3の届出においては、共有で相続した場合などに、権利取得者がそれぞれ申請する可能性があり、同一地番で議案に載る場合があります。今回の12番、13番がこれにあたり、同一地番で2つの申請が提出されています。また申請日が異なり、同月処理できない場合には、別の月の総会でそれぞれご報告させていただくことになります。今後も同様の案件が提出されると思いますので御留意ください。</p> <p>以上でございます。</p>

池田友邦会長代理	<p>事務局からの説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域から除外してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番はどちらも久谷地区の案件です。</p> <p>1件目、久谷町の案件は、令和7年10月10日の第266回総会において、既に非農地との判断を行っています。そのため、農地基本台帳上、非農地となっている土地ではありますが、申出者より、改めて農用地区域除外の申出があり、除外の手続き上必要であることから本総会において意見の決定を行うものです。</p> <p>2件目、窪野町の案件の申出者は、久谷地区に本店を置き、土木工事業等を行う法人です。現在、愛媛県の許可を受け、土砂等の埋立てを行う特定事業場として、窪野町で事業を行っています。事業場からの出入口は道幅が狭く、ダンプカーの出入りや離合等、安全確保が課題となっています。そこで、事業場の出入口に位置する申出地を進入路、回転場及び待ち受け場として利用したいと農用地区域除外申出をしているものです。</p> <p>また、除外された場合の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>なお、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第11条で定める公告がなされた時点で、進入路・回転場及び待ち受け場として利用する目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査が行われることとなります。</p> <p>本件、各申出地の農用地区域からの除外に係る計画変更は適当と思われませんが、</p>

池田友邦会長代理	<p>本総会にて意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 10 号を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
越智徹主査	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>本議案は前回第 270 回総会において、地域計画の公告前に再度農業委員会への意見聴取があり、目標地図に変更がなければ、専決処理とし、直近の総会で専決処理報告する旨議決されたものの報告になります。</p> <p>令和 8 年 2 月 27 日に文書にて、松山市より地域計画（案）に対する意見聴取があり、その中で目標地図については素案のとおりであるとの内容であったため、令和 8 年 3 月 2 日に専決処理を行い、意見はない旨回答いたしました。</p> <p>今後の予定としては、令和 8 年 3 月 10 日、本日より農林水産振興課が縦覧公告を行います。2 週間の縦覧期間を設定し、利害関係者の意見を求めることとなります。</p> <p>その後、3 月 31 日に地域計画公告を行い、一般に公表することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

<p>越智徹主査</p> <p>池田友邦会長代理</p>	<p>次に、議案第 11 号を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>本議案について説明させていただきます前に、議案書の差替えをお願いいたします。議案書 33 ページ議案第 11 号について、修正があり、差替えを委員の皆様にお配りしております。配布しております差替えの議案書と「農業委員会規程」をお手元にご用意ください。</p> <p>それでは、ご説明します。</p> <p>議案書には、松山市農業委員会規程の改正内容を記載しております。</p> <p>「松山市農業委員会規程」は、改正後の規程になります。</p> <p>今回の改正は、法律及び事務分掌規則^{のつとり}に則り、改正するもので、委員の皆様の活動については影響するものではありません。</p> <p>1 つ目の改正箇所は、第 7 条第 1 項第 1 号です。</p> <p>この条文の第 3 条第 1 項第 13 号の後の「及び第 14 号の 2」を加えるものです。</p> <p>2 つ目の改正箇所は、規程第 7 条第 1 項第 4 号です。</p> <p>この条文の法第 18 条第 1 項第 4 号のあとに「及び第 5 号」の記載がありましたが、これを削除するものです。</p> <p>3 つ目の改正箇所は、規程第 7 条第 1 項第 18 号です。</p> <p>この条文の「所属職員の」の次の「週休日及び勤務時間の割振り、」と、「休日勤務命令」の次の「、年次休暇及び松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則別表第 29 号の特別休暇の承認」を加えるものです。</p> <p>4 つ目の改正箇所は、規程第 7 条第 1 項第 20 号です。</p> <p>この条文の「会計年度任用職員第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のうち、任期の定めが 6 箇月未満」の部分が「臨時職員」となっておりましたので、改めるものです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
------------------------------	---

池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め了承にいたします。</p> <p>これにて、本日の提出議案 11 件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
越智徹主査	<p>私から、連絡事項がございます。</p> <p>募集要項の公表についてです。</p> <p>先日の研修会でお配りした農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項を農業委員会事務局のホームページで 2 月 25 日に公表しました。また、広報まつやまは 3 月 15 日号で、農業委員会だよりは 3 月 31 日付で掲載する予定です。さらに前回の改選で推薦していただいた団体等に募集要項を送付いたしましたので、周知させていただきます。</p> <p>最後に、次回の総会の日程です。</p> <p>通常総会となります第 272 回総会は、令和 8 年 4 月 10 日 金曜日 午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>連絡事項は以上です。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上をもちまして、本日の第 271 回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	<p>御起立を願います。礼。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 03 分閉会</p>

議事の正確を期するため署名する。

令和8年3月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人